

令和7年度以前の市・県民税と所得税の人的控除額(令和3年度以降)

人的控除の種類	納税義務者の合計所得金額	市・県民税の控除額	所得税の控除額	控除額の差額	
基礎控除	2,400万円以下	43万円	48万円	5万円 (注釈1)	
	2,400万円超2,450万円以下	29万円	32万円		
	2,450万円超2,500万円以下	15万円	16万円		
	2,500万円超	適用なし			
配偶者控除	一般配偶者	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	老人配偶者	900万円以下	38万円	48万円	10万円
		900万円超 950万円以下	26万円	32万円	6万円
		950万円超1,000万円以下	13万円	16万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 50万円未満	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	50万円以上 55万円未満	900万円以下	33万円	38万円	3万円 (注釈2)
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	2万円 (注釈3)
		950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	1万円 (注釈4)
	55万円以上 133万円未満	900万円以下	省略		適用なし (注釈5)
		900万円超 950万円以下			
		950万円超1,000万円以下			
	扶養控除		省略		
	一般扶養	—	33万円	38万円	5万円
	特定扶養	—	45万円	63万円	18万円
	老人扶養	—	38万円	48万円	10万円
	同居老親等	—	45万円	58万円	13万円
寡婦控除		—	26万円	27万円	1万円
ひとり親控除	母	—	30万円	35万円	5万円
	父	—	30万円	35万円	1万円 (注釈6)
障害者控除	障害者	—	26万円	27万円	1万円
	特別障害者	—	30万円	40万円	10万円
同居特別障害者		—	53万円	75万円	22万円
勤労学生控除		—	26万円	27万円	1万円

注釈1:税制改正前(令和2年度まで)の基礎控除の差額(市・県民税33万円、所得税38万円)

注釈2: 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除の差額(市・県民税33万円、所得税36万円)

注釈3: 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除×2/3の差額(市・県民税22万円、所得税24万円)

注釈4: 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除×1/3の差額(市・県民税11万円、所得税12万円)

注釈5:税制改正後に新たに控除の適用を受けるため、控除差額を起因とする新たな負担増が生じることから、調整控除の対象となりません。

注釈6: 税制改正前(令和2年度まで)の旧寡夫控除の差額(市・県民税26万円、所得税27万円)